

「横須賀市健康増進計画（第4次）」、「横須賀市食育推進計画（第3次）」及び「横須賀市歯及び口腔の健康づくり推進計画（第2次）」の計画策定に係る諮問の概要

1 計画策定の趣旨

(1) 策定の目的

健康寿命の延伸と健康格差の縮小を実現するため、「健康増進法第8条第2項」、「食育基本法第18条」及び「横須賀市歯及び口腔の健康づくり推進条例第8条」の規定に基づき、本計画を策定します。

2 現計画の概要

(1) 計画の構成

- ①市町村健康増進計画となる「横須賀市健康増進計画(第3次)」(健康増進法第8条第2項)
- ②市町村食育推進計画となる「横須賀市食育推進計画(第2次)」(食育基本法第18条)
⇒健康と食育は切り離せないことから、両計画を「健康・食育推進プランよこすか」としてまとめました。
- ③「横須賀市歯及び口腔の健康づくり推進計画」(横須賀市歯及び口腔の健康づくり推進条例第8条)

(2) 計画の体系

- 第1章 計画の策定にあたって(計画の理念・経緯と趣旨・位置づけ・期間)
- 第2章 横須賀市の健康をとりまく現状と課題(人口動態・市民アンケート結果・課題)
- 第3章 重点目標及び具体的取り組み(めざすべき方向性・計画の体系・ライフステージ別の取り組み・分野別の取り組み・目標値一覧)
- 第4章 計画の推進に向けて(計画の進行管理と評価)

3 新計画策定の概要

現計画の「健康・食育推進プランよこすか」は、令和5年度で11年目を迎え、最終年度となっております。次期計画では、横須賀市基本構想・基本計画であるYOKOSUKAビジョン2030を実現するため、「横須賀市健康増進計画(第4次)」、「横須賀市食育推進計画(第3次)」及び「横須賀市歯及び口腔の健康づくり推進計画(第2次)」を一本化し、「(仮称)健康推進プランよこすか」として策定を行います。

4 計画期間

令和6年度(2024年度)から令和17年度(2035年度)までの12年間を計画期間とします。

令和5年度 (2023年度)	6年度 (2024年度)	7年度 (2025年度)	8年度 (2026年度)	9年度 (2027年度)	10年度 (2028年度)
横須賀市健康増進計画					
横須賀市食育推進計画	(仮称)健康推進プランよこすか				
歯及び口腔の健康 づくり推進計画					

11年度 (2029年度)	12年度 (2030年度)	13年度 (2031年度)	14年度 (2032年度)	15年度 (2033年度)	16年度 (2034年度)	17年度 (2035年度)
(仮称)健康推進プランよこすか						
中間評価						

5 策定スケジュール(案)

	令和4年度			令和5年度											
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
保健医療対策協議会 諮問								○							
健康増進計画・ 食育推進専門部会							○	○		○				○	
市民アンケート	○														
庁内ワーキング						○	○								
パブリックコメント											○				
保健医療対策協議会 答申														○	
議会報告 市民公開															○